

居宅介護支援事業所単位で抽出する ケアプラン検証について(報告)

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証(報告)

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(令和2年12月23日)

⑪生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証【居宅介護支援】
(略)

また、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条

十八の三 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

告示で規定する要件(案)

ケアマネ事業所ごとに見て、

- ①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
- かつ
- ②その利用サービスの6割以上が訪問介護サービス

⇒該当ケアマネ事業所は、約3%の見込み。

(※)告示案は、7月20日から8月18日までパブリックコメント実施中。

